

平成20年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成20年12月22日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
3 番 小菅 六雄	4 番 立入三千男
5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
7 番 西本 俊吉	8 番 矢野 隆行
9 番 梶山 幾世	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 本田 章紘
17 番 川口 東洋	18 番 三和 郁子
19 番 鈴木 市朗	20 番 原田 薫
21 番 田中栄太郎	22 番 林 克
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環 境 経 済 部 長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	中島 宗七
総 務 部 次 長	富田 久和	市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀
都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳	環 境 経 済 部 次 長	川端 良雄
教 育 部 次 長	山本 治一郎	秘 書 課 長	立入 孝次

総務課長 川端 弘一

企画財政課長 小嶋 祐太郎

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二

事務局次長 井狩 重則

書記 赤坂 悦男

書記 辻 昭典

議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議第81号から議第95号まで並びに請願第5号

(野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例他15件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

第4 意見書第22号から意見書第28号まで

(いまでも将来も安心できる年金制度を求める意見書(案)他6件)

提案者説明、質疑、討論、採決

第5 議第96号 野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

開議 午後12時59分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午後12時59分) 皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、15日の本会議と変更がないため、配付を省略しましたのでご了承願います。

次に、平成20年12月15日に治水対策特別委員会が開催され、平成20年11月26日付で提出されました小島進委員長の辞任願を許可され、これに伴う委員長の互選結果の届け出がありましたのでご報告いたします。

委員長には第20番、原田薫君であります。

以上のとおりであります。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第2番、野並享子君、第3番、小菅六雄君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第81号から議第95号まで並びに請願第5号、野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例他15件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第14番、中田幸子君。

○14番(中田幸子君) 14番、中田幸子です。

去る12月11日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、12月17日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第84号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第87号平成20年度野洲市一般会計補正予算(第3号)中、本委員会に付託されました関係予算、議第88号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第89号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第90号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、以上の5議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第84号、議第87号、議第88号、議第90号については、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第89号につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。どうぞ皆様よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河野 司君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 第12番、中島一雄です。

去る12月11日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月18日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第81号野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例、議第82号「細流の郷」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、議第83号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第85号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例、議第86号野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例、議第87号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第3号）中、本委員会に付託された関係予算、議第91号平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第92号平成20年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）、議第93号平成20年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）、議第94号市道路線の認定について、以上、条例関係5件、予算関係4件、その他1件、合計10件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、議第81号、議第82号、議第83号、議第85号、議第87号、議第91号、議第92号、議第93号及び議第94号の9議案については、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第86号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と徹底回収、外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止を求める請願書につきましては、賛成少数にて不採択すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（河野 司君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

第5番、内田聡史君。

○5番（内田聡史君） 第5番、内田聡史です。

去る12月11日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第87号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第3号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第95号湖南広域行政組合規約の変更について、以上の2議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、両議案とも全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

○議長（河野 司君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第81号から議第95号まで並びに請願第5号について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第81号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第81号野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第81号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 2 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 2 号「細流の郷」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 2 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 3 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 3 号野洲市手数料条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 3 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 4 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 4 号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 4 号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 5 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 5 号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第85号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第86号については討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、議第86号野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例につきまして、私は反対討論を行います。

本議案は、市道における占用料を改正しようとするものであります。議案質疑の際にも言いましたが、改正理由は、現行の占用料が平成8年度に改正されたものであり、今日の地価の下落の中で国も単価を引き下げたことから、本市も同様に引き下げるというものであります。

そこで問題点は、1つ、本来この道路占用料は当然独自の自主財源でありまして、改正というならば、国の単価引き下げが行われたからということではなく、本市自身が市としての独自の徴収料の根拠、基準を持って行うことであります。

本市における占用料は年間約2,600万円となっています。そのうち、関西電力が約700万円、NTTが1,000万、大阪ガスが約500万となっています。この3社合計で約2,200万円であり、85%を占めています。すなわち、今回の引き下げで大きな恩恵を受けるのがこれらの大企業であります。これらの企業は十分な体力があり、社会的責任を果たす観点からも、引き下げは適切でないと考えます。この点では、これも議案質疑の際にも言いましたが、大津市では市独自で占用料に対する根拠、基準を持って運営しています。よって、本市より電柱の単価も高くなっています。つまり、NTTや関西電力にはそれ相応の占用料を徴収しているのであります。同時に、市独自の占用料の根拠、基準を持つことの必要性は、これも議案質疑の際にも少し言いましたが、今日、深刻な経済悪化のもと、市内の中小零細企業、商業者の経営は大変であります。これを支援及び振興の立場からも、検討、対策が必要と考えます。例えば、東京都内23区の事例も紹介しましたが、全国的にも、商店の看板等に類する占用に対しても、一定の面積以下の場合、減額や免除を商工業振興の立場から行っている自治体もあります。

ですから、このような意味からも、本占用料条例を、もっと市民の暮らしと、また、本市中小零細商工業者の経営を守る観点、また、市の独自の自主財源を確保する立場から、本市の実態に適したものにすることが必要と考えます。

このことを指摘しまして、私は本議案には反対するものであります。

○議長（河野 司君） 次に、第20番、原田薫君。

○20番（原田 薫君） 20番、原田薫でございます。

ただいま議題となっております議第86号野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

国が管理する国道における占用料につきましては、平成8年に改正されて以降、見直しが行われておりませんでした。全国的な地価下落や市町村合併の進展により市町村区分が大きく変動したことから道路法施行令を改正し、平成20年度から新単価に引き継がれております。これを受けて、滋賀県及び近隣市につきましても平成21年4月から占用料の改定を検討されていることから、本市においても国の単価に準じる改正をしようとするものであります。これは、国道、県道、市道の占用料についての均等が図られるものであり、今回の改訂はやむを得ないものと考えます。また、市内企業占用料につきましても引き下げられることから、負担軽減ができるものと考えます。

大手企業に対しては、占用料が安くなった分還元されることを希望し、本議案には賛成するものでございます。議員各位の皆さんにはどうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第86号野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第86号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第87号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第87号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第3号）は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第87号は各

常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 88 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 88 号平成 20 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 88 号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 89 号については討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第 2 番、野並享子君。

○ 2 番（野並享子君） 議第 89 号平成 20 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療特別会計補正予算については、補正予算で明らかになりましたように、特別徴収（年金天引き）と普通徴収（納付書）による徴収が予想に反して特別徴収の方が減り、普通徴収がふえたことと、そして、国の軽減政策によって減収になったことによるものであります。

議案質疑でも明らかになりましたように、この保険制度は 75 歳以上を別立ての保険制度にし、収入のない人からも保険料の徴収をして、保険料が 1 年未納になれば無保険になる資格証明書の発行をすることです。さらに、年金だけが収入の方からは保険料を年金からも天引きをする、医療も 75 歳以上から別立ての医療制度にして差別することなどです。

政府は国民の怒りの爆発で 7 割軽減を 8.5 割軽減にしたり、9 割軽減を導入したり、収入のない人への負担の軽減を打ち出しましたが、野洲市でも普通徴収の方は 1,174 人であり、そのうち 43 人の方が滞納となっています。このうち、軽減世帯が 15 人、対象外の方が 25 人、被扶養の方が 3 人ということが文教福祉常任委員会で明らかになりました。扶養家族であった方は保険料の徴収延期をされました。市では 869 人の方が扶養家族であり、来年度から影響が出るのではないのでしょうか。

このまま国の方向で行けば、22 年から無保険の方は増大します。これまでの老人保健制度では、保険証はすべて交付されていました。高齢者は病気になる確率も高く、資格証

明書の発行で10割窓口で払うということは、社会保障制度として、また老人福祉の制度として馴染まないからであります。政府は見直しをしようとしていますが、小手先の見直しでなく、制度そのものを廃止して出直しを図るべきであります。

とりあえず老人保健制度に戻し、当事者や保険者や医師会の意見も聞き、社会保険制度から排除されることなどはやめるべきであります。本件は国の法律に基づき対処された補正予算ですが、資格証明書は制度上必要と市長は発言をされました。到底認めるわけにはいきません。市として国に国民の声を伝えていただくことと、県段階でも資格証明書の発行はしないということを表明すべきであります。よって、本議案に反対をいたします。

○議長（河野 司君） 次に、第11番、藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 第11番、藤下茂昭です。

私は、ただいま議案となっております議第89号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、賛成討論を行います。

そもそも後期高齢者医療制度は、昭和58年に制定された老人保健法が、高齢化の進展、高齢者医療費の増加等の課題を抱える中、平成9年、検討が開始され、約10年にわたる抜本改革の議論の末、平成18年に法律が制定され、平成20年度より開始された制度であります。

また、制度開始以後も政府・与党においては、高齢者の心情に配慮し、法律に規定されている5年後の見直しを前倒しして、よりよい制度に改善するべく検討がなされているところであります。

さて、今回の補正予算は、昨年10月から今年の6月までに追加見直しされた低所得者と被用者保険被扶養者への保険料負担軽減措置拡大に伴う影響額についての保険料の減額と、一般会計からの繰入金金の追加がその主なものであります。

当初予算で見積もられていた保険料が3,290万円減額となりましたが、そのうち保険基盤安定繰入金として829万2,000円は一般会計から繰り入れを追加するものであります。保険料は言うに及ばず、保険基盤安定繰入金につきましても医療保険制度運営に欠くことのできないものでありまして、今回の補正予算は、滋賀県後期高齢者医療広域連合長の賦課決定等に基づき、必要かつ適正なものと考えております。よって、本議案に賛成いたします。よろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 89 号平成 20 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 89 号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 90 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 90 号平成 20 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 90 号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 91 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 91 号平成 20 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 91 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 92 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 92 号平成 20 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 92 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第93号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第93号平成20年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第93号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第94号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第94号市道路線の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第94号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第95号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第95号湖南広域行政組合規約の変更については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第95号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

請願第5号「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と徹底回収、外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止を求める請願書は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第5号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

(日程第4)

○議長（河野 司君） 日程第4、意見書第22号から意見書第28号まで、いまでも将来も安心できる年金制度を求める意見書（案）他6件を一括議題といたします。

それでは、順次、提出者の説明を求めます。

第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 意見書第22号いまでも将来も安心できる年金制度を求める意見書（案）について案文を朗読し、説明とさせていただきます。

老後の生活の支えとなっている年金制度について、多くの国民が不安を抱えています。国民年金しか受給していない高齢者は900万人以上となっていますが、その平均受給額は4万7,000円にすぎません。厚生年金も、女性を中心に、生活を維持するには十分とは言えない状態です。また、国民年金の保険料を払っていない人が1,000万人を超え、免除などを除いた実質的な納付率が5割を切るなど、年金制度全体の深刻な空洞化も放置できません。

しかも、年金保険料の連続的な引き上げや、給付される年金額の相次ぐ引き下げなど、年金制度に対する国民の不安は増すばかりです。また、消えた年金、消された年金問題では、保険料徴収・収納率向上の陰で、多くの年金加入者の受給権を侵害する行為が行われていたことは重大であり、この問題の解決や打開の方向も示されていないことは、国民の怒りと不安を広げています。

こうした現状を打開し、公的年金制度に対する国民の安心と信頼を取り戻すため、以下の政策を早急に行うことを要望します。

記。1、消えた年金、消された年金問題は、1人も被害者を残さないように一日も早く国の責任で解決すること、その際、社会保障番号制度の導入は行わないこと。2、基礎年金に対する国庫負担率を2分の1に引き上げること。3、物価高騰に対応した年金額の引き上げを行うこと。4、年金受給のための加入期間の条件を10年以上に引き下げること。5、全額国庫負担の最低保障年金制度を創設し、拋出側の年金と組み合わせて、安心できる年金制度を構築すること。6、パート、派遣、契約社員など、非正規雇用で働く人たちの厚生年金加入を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという事で、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（河野 司君） 次に、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、2つの意見書案についての提案説明を行います。

まずはじめに、第23号収支改善に向けたさらなる見直しに関する意見書（案）について説明を行います。

ご承知のように、滋賀県が去る10月15日、収支改善に向けたさらなる見直しを発表いたしました。これは、今年度におきまして、2008年度から2010年度まで各年度で毎年400億円を超える財源不足が見込まれるとして、滋賀県財政構造改革プログラムを策定されました。ご承知のように、このときの改革案は福祉医療助成制度では、子どもの医療費無料化制度において、一部負担金の増額をはじめ、医療、教育など諸分野、制度について、県負担金、補助金を削減させるものでありました。野洲市でも、その影響は当初案では1億3,700万円にもなり、市民の暮らしと市財政に大きな影響を及ぼしかねないものでありました。このような事態に対して、改革案の見直し、福祉医療制度の後退撤回を求める県民世論等運動が広がり、最終的には県議会で一部負担増の撤回がされました。

このような経過があるわけではありますが、滋賀県では今回、県造林公社や環境公社の債務が確定し、今後2年間で80億円の財源不足が生じるとして、今回新たな見直し案を策定したものであります。

しかし、その内容は、県民世論、市町村、また、これまで市町議会で否定されたはずの福祉医療費助成制度の後退をまたもや提案しています。子どもの医療費無料化制度では、所得制限の強化、また小学校1年生の複数指導及び中学校1年生の少人数指導に関する加配教員、教師の配置削減などが計画されています。これらが実施されますと、当然、本市の施策推進や市民の暮らしに大きく影響を与えるものであります。

今定例会の市の答弁でも、福祉医療費助成制度では影響が約1,300万円、また小中学校の教員加配でも小学校で2名、中学校でもこのままでは3年間で加配廃止がされることとなります。このようなこととなりますと、本市が子育て支援策として実施しております医療費無料化制度や、きめ細かな教育実践を進めるべき小中学校の教育にも大きな影響が出るのは必至であります。

よって、市民の医療、暮らしや教育、同時に市財政と施策を守る立場から、県に対して

これらの施策を継続することを求める意見書でありまして、賛同をお願いしまして提案説明といたします。

引き続き、第25号の労働者派遣制度に関する意見書（案）について提案説明を行います。

本意見書（案）は、今日、雇用を取り巻く現状で、とりわけ非正規労働、すなわち派遣労働が不安定雇用の中、大手大企業を中心とした雇いどめや解雇が相次ぐ中、雇用の安定と待遇改善、同時に派遣会社に対する指導、監督強化を求めたものであります。

この問題では、一般質問で太田議員が指摘しましたように、今、アメリカ発の金融危機による経済悪化で、輸出関連大企業を中心に働く労働者、とりわけ派遣労働の雇いどめ、解雇が大量に進められています。トヨタで7,800人、マツダで800人、その後、スズキでは600人などというように、とりわけ大企業が相次いで派遣社員の削減を始めています。今月28日の厚生労働省の発表でも、雇いどめは3万人を超える調査が出ています。その後においても、ソニーの大量解雇の発表、加えて去る19日、本市でも、村田製作所が八日市の事業所と野洲事業所の派遣労働者130名を年内いっばいで雇いどめすることを明らかにしています。村田製作所では、これにとどまらず、今後業績いかんでは、さらに全体で約700名いる派遣労働者についても、今後、雇いどめも視野に入れるとされています。

このように、言うまでもなく、今日このような事態を起こした大きな原因が、労働者派遣が1999年に原則自由化、そして2004年には製造業へも解禁されたことによります。その結果が2006年度の派遣労働は321万人にも上っています。今や、派遣労働者は不安定雇用のもとで、低賃金、無権利状態を強いられています。その中で、意見書（案）に指摘していますように、正規社員と非正規社員の賃金格差やワーキングプアの増大など、まさに社会問題であります。とりわけ、最悪の雇用形態と言われている日雇い派遣の現状はより一層深刻であります。皆さんご承知のように、インターネットカフェ等に寝泊まりしながら、あすの仕事は電話で確認しないとわからないという、常識では考えられない不安定形態で就労している若者の実態が明らかになっています。まさに暮らしと生存権が脅かされると共に、生きがいをも失わせるものであります。我が国の将来にとっても極めて憂慮すべき事態であります。

このような事態に対しまして、本意見書（案）では、先に言いました最悪の雇用形態でありますこの日雇い派遣は完全に禁止すること、また登録派遣につきましても、常用型派

遣を含む常用雇用を保障する制度、仕組みをきちっとつくることを求め、派遣労働者の安定雇用対策を求めているものであります。

もう一点、派遣労働をめぐり、これもご承知のように、グッドウィルやフルキャストなどの派遣大手と派遣先企業による違法派遣の実態が暴露されておりまして、この間、業務停止処分などが行われ、これも大きな社会問題となっています。ですから、派遣会社に対して、会社の情報公開、透明化、さらには違法派遣に対して処分の実効性を高める指導監督を強化することを意見書では求めています。

以上が内容であります。皆さんご賛同いただきますようお願いをして提案説明といたします。

○議長（河野 司君） 次に、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） 第1番、太田健一です。

それでは、消費税の増税を行わないことと、当面、食料品の非課税を求める意見書（案）についての提案説明を行います。

政府は、2009年度に基礎年金への国庫負担を2分の1に引き上げることを理由に、消費税は社会保障の財源にふさわしいなどと消費税増税議論を始めようとしています。また、麻生内閣は2兆円の定額給付金と引き替えに、3年後に消費税の増税を言明しています。現在、国民全体の所得は下がり続けているばかりか、物価高騰や増税が庶民に重くのしかかっています。その上、低所得者には、より重く、逆進性を持つ不公平な税制である消費税を引き上げれば、貧困と経済格差はさらに広がり、日本経済を一層危機に陥れることは必至であります。

政府は、消費税導入時も税率引き上げのときにも社会保障を口実にしたものの、実際には社会保障は相次ぎ改悪を行ってきました。しかも、消費税導入以来、国民が納めた税額は大企業の法人3税の減税額に匹敵しており、結果的に消費税増税分が大企業減税分の穴埋めのために使われたことは明らかであります。

今必要なことは、大企業、大資産家への行き過ぎた減税、不要不急の大型開発や、5兆円に上る軍事費、米軍のための基地再編費用や思いやり予算などを徹底的に見直し、無駄遣いをなくすことです。そうすれば社会保障の財源は十分生み出すことができ、財政再建を進めることも可能であります。

仮に消費税が10%になれば、4人家族で新たに年間16万円の負担増となります。これでは暮らしも営業も一層深刻になることは明らかであります。

よって、本市議会は国に対し、国民の暮らしを守るためにも、不公平税制である消費税の増税を行わないことと共に、当面、食料品を非課税にすることを強く求めます。

以上でございます。議員の皆様のご賛同をいただけますようお願いいたしまして提案説明といたします。

○議長（河野 司君） 次に、第21番、田中栄太郎君。

○21番（田中栄太郎君） それでは、意見書第26号農業の持続的発展に向けた取り組みや担い手育成支援対策等に関する意見書（案）について説明を行います。

なお、前段の趣旨説明は省略させていただき、要望事項をかいつまみまして、朗読をもって説明をいたします。

1点目の生産コストに着目した経営安定対策として、急激な生産コストの上昇に直接対応する新たな収入安定対策や、農業経営の維持安定に必要な資金対応、農畜産物の物価転化が生産コスト上昇分を賄うことのできる価格形成の仕組み等を早急に確立すること。

2点目の担い手の育成支援強化対策として、優良農地の保全と土地の利用集積、産地づくり、担い手の育成を支援すると共に、集落ぐるみで行う需給調整に対する支援措置を強化すること。また、市、JA、担い手の取り組みに対する支援の強化や助成措置を講じると共に、特定農業団体の設立や法人化等への支援の弾力的な対応をすること。

3点目の食の安全・安心に向けた対策として、行政の責任において一層の食の安全・安心を確保するための施策を講じると共に、消費者に国内農畜産物の普及拡大の諸施策を講じること、また、濁水防止、農業用廃資材処理等に係る助成措置に加えて、農地・水・環境保全向上対策を活用し、集落等での環境こだわりの農業推進を継続するために必要な予算措置を講じること。さらに、残留農薬、カドミウム等の検査実施にあたって、生産者負担の軽減に必要な助成措置を講じること。

4点目の食の教育、地産地消の推進と食料自給率の向上対策として、学校給食等の関連施設における環境こだわり農産物をはじめとする国内農畜産物の消費拡大、地産地消の推進に必要な施策と予算措置を講じると共に、消費者に国内農畜産物の普及拡大を図ること。また、農産物直売所を食の教育、地産地消の拠点として位置づけ、連携を図り、地域農業の活性化と活力ある地域づくりの支援を強化すること。さらに、食料自給率向上に向けた実効性のある諸施策を講じること。

5点目の税制対策として、肥料・飼料等価格高騰に対し、農業用軽油免税制度の継続と農業諸般にわたる税の軽減措置を講じること。

以上、国に対して5項目についてその実効性を確保するよう要望するものであり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員各位におきましてはご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（河野 司君） 次に、第8番、矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） 8番、矢野隆行でございます。本文を朗読いたしまして説明いたします。

暮らせる年金の実現を求める意見書（案）。

高齢者の中で、所得が公的年金だけしかない世帯は約60%にも上ります。お年寄りの生活を支える大きな柱は年金であり、老後生活における年金の重要性は改めて確認するまでもありません。

しかし、年金を受給していても低年金の場合が少なくありません。高齢者世帯の年間の所得分布は100万円未満が15.7%であり、6世帯に1世帯が100万円未満です。また、100万から200万円未満は27.1%です。特に高齢の女性単独世帯の低さは際立っており、3世帯に1世帯は年間所得が100万未満であり、50万未満という世帯も35万世帯にも上ります。所得が十分でないために生活保護を受ける高齢者もふえており、日本の年金制度が、高齢期の貧困を防ぐという意味において十分に機能していない実態も指摘されています。

今後、高齢者の所得をどう保障していくのか、また、明らかに生活保護に比べて低い現行の老齢基礎年金の給付水準をどう見直していくかが1つの課題となっております。将来の安心をより確固としたものにするために、2004年の年金改革を踏まえ、暮らせる年金の実現を目指しまして、新たに創設される日本年金機構のもと、より安心して信頼できる年金制度へと改革を進めるべく、政府におかれましては以下の点について特段の取り組みを行うよう強く要望いたします。

記。1、基礎年金の国庫負担割合を平成21年4月から2分の1へ引き上げること。2、基礎年金の加算制度の創設や、受給資格期間の10年までの短縮、追納期間の延長など、無年金・低年金対策を拡充すること。3、高齢者の就労を促進し、所得向上に資するよう、在職老齢年金制度の見直しを行うこと。4、障害基礎年金等の配偶者の加算制度を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様方の賛同をよろしく申し上げまして意見書といたします。

以上です。

○議長（河野 司君） 次に、第14番、中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 第14番、中田幸子でございます。

意見書第28号福祉医療費助成制度等の現状維持を求める意見書（案）について、本文の朗読をもって説明とさせていただきます。

本格的な少子高齢社会を迎え、生活困窮者はもちろん、子育て世帯や年金生活世帯への施策の充実は欠かせないものになっています。中でも福祉医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する制度として多くの自治体で実施され、社会的に弱い立場の人たちの生活と健康を守ってきました。滋賀県では、平成20年度の予算編成において、財政の非常事態として、多くの見直し案を含む財政構造改革プログラム案を提示されました。平成21年度以降に予想されるこれまで以上の財源不足に対応し、持続可能な行財政基盤の確立と自立型の県政運営を実現するために策定され、厳しさを増す財政状況と地方分権の進展に伴い、行政組織のスリム化や新たな行政システムの変革、さらには行政サービスの再構築などを内容とする改革の必要性は、本市としても同じ行政環境に置かれていることから十分に認識しているところであります。

しかしながら、同プログラムにおける市への補助金の見直しについては地方自治体にとっての重要な課題であり、その影響は市の財政や市民生活にとって大きな影響があります。その中で、福祉医療費助成制度については、県議会の予算審議の中で福祉医療費助成制度の現状維持を求めた予算修正案が議決され、現制度が維持された次第です。ところが、滋賀県は、来年度もさらに厳しいと予想される財政状況の収支改善策として、福祉医療費助成事業費等の削減を含む歳出抑制案を提示されました。言うまでもなく、福祉医療費助成制度の目的は、社会的・経済的に弱い立場にある乳幼児や高齢者等の医療費を助成し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図ることであり、あわせて子育て支援の充実を図る施策でもあります。

また、これまでの補助金を交付金化に移行することや、少人数学級編制等に係る加配教員削減にあたっては、市の財政、市民生活に影響を及ぼすことから、さらなる負担増を強いることなく、福祉医療費助成制度の現状維持、適正な交付金化及び少人数学級編成等に関わる教員加配の現状維持を強く要望する。

以上、説明とさせていただきます。どうぞ皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（河野 司君） これより、ただいま議題となっております意見書7件について質

疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書7件については会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、意見書7件については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書7件について討論を行います。

討論はございませんか。

(発言する者あり)

○議長(河野 司君) 暫時休憩いたします。

討論通告書を提出いただきますので、15分ほどと思いますが、またこちらから再開の時間はお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

(午後2時03分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○議長(河野 司君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第8番、矢野隆行君。

○8番(矢野隆行君) 8番、矢野隆行でございます。

私は、意見書第22号につきまして、反対の立場から討論いたします。

いまでも将来も安心できる年金制度を求める意見書に対しまして、まず1番目ですけれども、消えた年金、消された年金等につきましては、これからはしっかりと取り組んでいくことは本当に大事であると認識しております。これとまた、社会保障番号制度の導入は別の話でありまして、これはまた切り離して協議していただきたいと思っております。

2番目ですけれども、これに対しまして我々公明党といたしましては既に取り組んでおりまして、これは協賛いたします。

3番目につきましては、物価高騰に対応しました年金制度ですが、既にマクロ経済対策

に対応しました年金制度になっておりますので。

4番目に対しましては、加入期間を我々公明党はきちっと10年で明記しております。10年以上とするのは余りにもあいまいでございます。

5番目につきましては、最低保障年金制度を創設しとなっておりますが、金額が明示されておらず、余りにもあいまいでございます。さらには年金財政に負担がかかりまして、この財政をどこから持ってくるのか、提案者は消費税等の財源も検討されているのか不明であります。

6番目ですけれども、厚生年金加入保障制度が既にありまして、これに加入しますと小規模企業は体力がないために企業として成り立たなくなる可能性も起きてくることが考えられます。

以上のことから、22号意見書に対しましては反対の討論といたします。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 次に、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 意見書第27号暮らせる年金の実現を求める意見書について討論を行います。

この意見書の前段部分で2004年の年金改革というのがありますが、この2004年の年金改革は、厚生年金の保険料を毎年引き上げていくこと、また国民年金の保険料も引き上げることが主な内容であり、そして、日本年金機構を創設するという問題がここにありました。

この保険料を引き上げていくという中で、本当に国民が将来100年の安心ということが言われましたが、たちまち保険の問題では不安が広がっております。年金記入漏れや、収納率を上げるために不正な事務が行われていたということも明らかになっております。

そして、この日本年金機構、新たに創設される日本機構に基づいてということが出されておりますが、この年金機構は公的な年金から手を引くということが主な内容であります。今まで国が管理をしていたものを民間に投げ出していくというのが今現実的に広がっているのが、市場化テスト法というのが2006年5月に小泉内閣のもとで成立しまして、国民年金の保険料が未納ですという、知らないところから、クレジットの信販会社から届き、架空請求と違うかとびっくりされ調べたら、ほんまもんということがわかりました。今、社会保険事務所がこういった信販会社に丸投げをして、年金の滞納分の保険料を回収するということが行われております。2010年までに全国312ある社会保険事務所の約3

割にあたる95カ所で入札をする計画になっておりまして、将来的にはすべての事務所で実施するという事になってます。これまで受注された7社では、信販会社、債権回収のプロも含まれておりまして、このクレジットカードによる納入ということを大々的に進めています。

要は、そのクレジットで借金をさせて、そして年金の保険料を支払わせるという、まさに多重債務者をふやすというようなことが行政が行っているということになってしまいます。これが日本年金機構ということで、民間に丸投げをしていく内容で、今現実に起こっており、これをもとにされるということでは、本当に安心した年金制度、公的年金制度の解体につながっていきます。

よって、前段の部分に対して意見を述べて、反対といたします。

○議長（河野 司君） 次に、第18番、三和郁子君。

○18番（三和郁子君） 18番、三和郁子でございます。

福祉医療費助成制度の現状維持を求める意見書に対しまして反対討論をいたします。

滋賀県の平成20年度から22年度までの財政収支見通しでは、各年度400億円を超える驚愕の財政不足が見込まれております。さらに、米国発の金融危機が経済に波及し、日本経済も危機的状況に追い込まれる中、滋賀県及び各市町においても、予想以上の税収落ち込みは不可避な状況です。このことは皆様もご周知のとおりだと思います。

県、市、町が、共に今後も長期にわたって驚愕の財政不足が見込まれる中で、今後とも持続可能な形で政策を構築することが不可欠であり、各首長や議員はこの時代を乗り切り、県民・市民の暮らしと命へのしわ寄せを極力回避すると共に、制度を安定的に維持運営し、将来を担保していくことが責務であり、有権者から負託された者の義務であると考えております。

この意見書にあります福祉医療助成制度等についての現状維持を求める趣旨には十分理解もし、望むところではあります。制度を将来にわたり安定的に維持管理していくためには、受益者負担や所得制限の見直し、国庫補助制度の活用を行うなど、聖域とも言える事柄であっても、県民・市民の理解を得なければならないものと考えます。収支改善見直しの中では、この意見書の趣旨に関わるものに限定されるものではなく、公共事業費の進度調整や、県立施設や関連団体に関わる経費の見直しなど、各部局においても歳出削減に努めており、見直し全体のバランスを考えても、福祉医療費助成事業、少人数学級編制等の関わる県単独教員加配についても苦渋の見直しであると理解をいたします。

福祉、教育は市民にとって重要な政策であり、ある意味、聖域でもあります。しかし、政治に関わる者の役目として制度を安定的に維持し、将来を担保するために、野洲市としても現状を維持し続けることができるのかを考え、将来の財政状況もかんがみて、今、県の見直し案に対し、現状維持を求める意見書を提出することが野洲市にとって有益であり、必要なことであるか議論の必要性があると考えます。

また、県が推進しようとしている改善プログラムの概念はそのまま当市の財政改善プログラムの概念でもあるはずであり、当市としても可能な限り理解を示さなければなりません。

この意見書の趣旨は十分理解し、共通の認識の立場にありますが、大所高所から熟慮の上、あえて反対討論といたします。

○議長（河野 司君） これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第22号いまでも将来も安心できる年金制度を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第22号は否決されました。

次に、意見書第23号収支改善に向けたさらなる見直しに関する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第23号は否決されました。

意見書第24号消費税の増税を行わないことと、当面、食料品の非課税を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第24号は否決されました。

意見書第25号労働者派遣制度に関する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第25号は否決されました。

意見書第26号農業の持続的発展に向けた取り組みや担い手育成支援対策等に関する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第26号は原案のとおり可決されました。

意見書第27号暮らせる年金の実現を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第27号は原案のとおり可決されました。

意見書第28号福祉医療費助成制度等の現状維持を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第28号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任することに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

(日程第5)

○議長(河野 司君) 日程第5、議第96号野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議第96号野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることに

ついでご説明を申し上げます。

野洲市副市長といたしまして、現野洲市副市長の川尻良治氏を選任したいと思います。

同氏につきましては、昭和45年4月から滋賀県に奉職、以後、各要職を歴任され、東京事務所長を最後に退職されるまでの34年9カ月にわたり、地方自治発展のためにご尽力をされました。その後は、平成17年1月1日に野洲市の初代助役に就任され、通算4年にわたり野洲市の行政にご尽力をいただきましたが、本年12月31日をもって任期が満了いたします。

同氏は地方行政に明るく、事業の遂行においても実行力のある人でございます。今日までの経験を生かし、今後も野洲市発展のため、あるいは地方自治発展のためにご尽力を願いたく、引き続き選任をいたしたいと思いますので、議会のご同意のほどよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、任期につきましては、平成21年1月1日から平成24年12月31日までとなります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議第96号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、議第96号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第96号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第96号野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第96号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

副市長。

○副市長(川尻良治君) 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは山仲市長から副市長として引き続きご推挙をいただき、また、議会の方々のご同意を得ました。微力ではございますが、精いっぱい努力してまいりたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

合併を経まして既に4年が経過いたしました。この間、既に新しく山仲市長が選任をされ、にぎわいと安心のまちづくりに向けて取り組んでおられます。私もこの一員として、市長を補佐しながら努力してまいりたいと思っております。

市政、大変厳しい中ではございます。特に、この不況を受けまして市財政も大変かつてない厳しい状況ではございますが、しかしながら、この野洲には古くからの歴史、また自然も豊かでございます。また、人口も増加傾向にある。しかも、市内には大変優秀な企業もたくさんございます。こういった地域資源を生かしながら5万市民と共に地域牽引に努め、さらに発展を期してまいりたいと、かように思っておる次第でございます。議会の方々のご尽力、ご指導をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野 司君) ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成20年第6回野洲市議会定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は去る12月4日に招集させていただき、本日に至りますまで19日間ございました。本定例会に提案をさせていただきました案件、委任専決3件、条例の制定2件、条例の一部改正4件、補正予算関係7件、その他の議案2件の合計18件と本日追加提案させていただきました人事案件について慎重にご審議いただき、本日すべての案件につい

て原案のとおりお認めをいただきました。誠にありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

本定例会では、市長就任後初めて一般質問に対する答弁に立たせていただき、緊張感のある中で前向きに対応させていただいたつもりでございます。一般質問の中では、私のマニフェストを含め、市政に対するご意見やご提言を数多くいただきました。

また、本会議、委員会で、市有地の売却にあたっていろいろご指摘いただいたところですが、本会議でお答えさせていただいたとおり、基本的な手続は踏まえてはおると思っておりますが、再度きちっと説明できるよういたします。また、今後、手続の一層の明確化に向けて努力を払ってまいりたいと考えております。本議会におきましていただきましたご意見を真摯に受けとめ、市政運営に反映してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

さて、いよいよ年が明けますと、本格的な予算編成を控えております。ご案内のとおり、県は昨年度の財政構造改革プログラムに引き続き、本年度も収支改善に向けたさらなる見直しを断行されようとしております。これに対して、市長会等を通じて粘り強くその修正・撤回に向け働きかけてまいりますが、今後、県議会等での議論を注視しながら予算編成に臨みたいと思っております。

最後になりましたが、今年も残すところあとわずかとなり、いよいよ厳寒に向かいます折から議員皆様には切にご自愛下さいますと共に、輝かしい新春をご家族の皆様と共にお迎えになられますことを心からお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（河野 司君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、平成20年第6回野洲市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。(午後2時44分 閉会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年12月22日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 野並 享子

署名議員 小菅 六雄